

伊財第442号  
令和5年12月20日

所属長様

財政課長 水野宏樹  
(公印省略)

### 令和5年度3月補正予算見積書及び繰越調書の提出について（通知）

3月定例市議会に向けて予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書及び繰越調書を提出してください。

記

1 提出期限 令和6年1月9日（火）17時

2 提出部数 3部（ただし総務費は2部）

3 留意事項

(1) 事務事業の確定等により不用額が生じる経費は、減額補正を行うとともに、財源に変更がある場合は財源組替補正を行ってください。

※執行率80%未満、かつ、100万円以上の執行残が見込まれる事業については、補正予算見積書（減額補正）を提出してください。

(2) 国・県の制度、予算措置の状況を的確に把握してください。

(3) 国・県の制度、予算措置の方針が明確になっておらず、本市の予算の計上時期が令和5年度補正予算か令和6年度予算か不明なものは、今回、要求してください。

(4) 起債を伴う事業は、事前に財政課と協議してください。

(5) 繰越明許費（継続費繰越を含む。）の設定等が必要な事業については、別添様式により調書を提出してください。

(6) 庶務担当課で内容を十分に精査し、提出書類（添付書類を含む。）の漏れや差し替えがないように注意してください。

(7) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。

(8) 補正予算見積書については、庶務担当課においてインデックスを添付の上、提出してください。

※補正予算見積書の関係様式（負担金補助金等調書、委託業務一覧表等）及び繰越調書等は、添付ファイルを利用してください。

※補正予算見積書は2アップせず、12月補正予算見積書と同様に製本してください。

※補正予算見積書のシステム入力は、予算編成支援に入力してください。

一般会計	⇒（第10号）	介護保険特別会計	⇒（第3号）
国民健康保険特別会計	⇒（第3号）	後期高齢者医療特別会計	⇒（第3号）

※財政担当ヒアリング（予定） 令和6年1月11日（木）～

財政係 河原（内線2222）